

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 1月14日

山口地方裁判所

裁判所書記官 安 田 森

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 2月 4日 午前 8時30分から 令和 8年 2月12日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 2月17日 午前10時00分 場 所 山口地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 3月10日 午前 9時40分 場 所 山口地方裁判所
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 1月14日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～5	3,091,000 2,472,800	一括	618,200	87,233	0
1	549,000				
2	1,192,000				
3	249,000				
4	56,000				
5	1,045,000				



物件 目 録

- | | | | |
|---|-------------------|-------------------|---|
| 1 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 防府市大字和字字下和字
2 7 5 番 3
雑種地
7 6 7 平方メートル |
| 2 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 防府市大字和字字下和字
2 7 6 番
宅地
1 6 6 7 . 0 0 平方メートル |
| 3 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 防府市大字和字字下和字
2 7 5 番 1
宅地
3 4 8 . 8 1 平方メートル |
| 4 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 防府市大字和字字下和字
2 7 4 番 2
雑種地
7 8 平方メートル |
| 5 | 所
家屋
種
構 | 在
番号
類
造 | 防府市大字和字字下和字 2 7 6 番地
2 7 6 番
店舗
軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |



物 件 目 録

床 面 積 88.72平方メートル

(現況)

種 類 事務所

構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板・セメント瓦葺平家建



物 件 明 細 書

令和 7年11月26日

山口地方裁判所

裁判所書記官 安 田 森

1 不動産の表示

【物件番号1～5】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～5】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号5】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1～4】

売却対象外の土地(地番277番)を通行のため利用する必要がある。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------|
| 1 | 所 在 | 防府市大字和字字下和字 |
| | 地 番 | 275 番 3 |
| | 地 目 | 雑種地 |
| | 地 積 | 767 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 防府市大字和字字下和字 |
| | 地 番 | 276 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1667.00 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 防府市大字和字字下和字 |
| | 地 番 | 275 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 348.81 平方メートル |
| 4 | 所 在 | 防府市大字和字字下和字 |
| | 地 番 | 274 番 2 |
| | 地 目 | 雑種地 |
| | 地 積 | 78 平方メートル |
| 5 | 所 在 | 防府市大字和字字下和字 276 番地 |
| | 家屋 番号 | 276 番 |
| | 種 類 | 店舗 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |



物 件 目 録

床 面 積 88.72平方メートル

(現況)

種 類 事務所

構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板・セメント瓦葺平家建





令和7年（ケ）第29号
令和7年6月 3日受理
令和7年7月**22**日提出

現 況 調 査 報 告 書

山 口 地 方 裁 判 所

執 行 官 先 本 英 雄

（注）チェック項目中の調査結果は、『■』の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|------------------|
| 1 | 所 在 | 防府市大字和字字下和字 |
| | 地 番 | 275番3 |
| | 地 目 | 雑種地 |
| | 地 積 | 767平方メートル |
| 2 | 所 在 | 防府市大字和字字下和字 |
| | 地 番 | 276番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1667.00平方メートル |
| 3 | 所 在 | 防府市大字和字字下和字 |
| | 地 番 | 275番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 348.81平方メートル |
| 4 | 所 在 | 防府市大字和字字下和字 |
| | 地 番 | 274番2 |
| | 地 目 | 雑種地 |
| | 地 積 | 78平方メートル |
| 5 | 所 在 | 防府市大字和字字下和字276番地 |
| | 家屋 番号 | 276番 |
| | 種 類 | 店舗 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |

【1 枚目】



22

物 件 目 録

床 面 積 88.72平方メートル



(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☒ 債務者兼所有者 代表取締役A	1 私は有限会社湯面建設の代表取締役です。同社は本件土地及び建物を所有しています。 2 そもそも、本件建物では、私の祖父が飲食店を経営していたと聞いています。その後、私の父が有限会社湯面建設の代表者であったころには、本件建物を有限会社湯面建設の事務所と使用するようになり、本件建物は現在も同社の事務所として使用しています。 3 本件土地には、私の父Bが有限会社湯面建設の代表者であったころに、同社が使用していた機材及び材料を保管するため、プレハブ物置や工作物を設置しましたが、現在、同社の経営規模は縮小し、プレハブ物置や工作物は、ほとんど使用していません。現在、プレハブ物置や工作物内には、当時使用していた資材等を残置しています。 4 本件土地及び建物上には、リース物件はありません。また、本件土地及び建物を第三者へ貸し渡していません。 5 本件建物は、建築から40年以上が経過しており、天井が落ちている箇所や、外壁等にも傷みが発生していますが、費用の問題もあって、修理していません。 6 隣接所有者との間で、土地の境界に関する紛争はありません。 (令和7年7月4日面談聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、『☒』の箇所の記載のとおり
(4枚目)

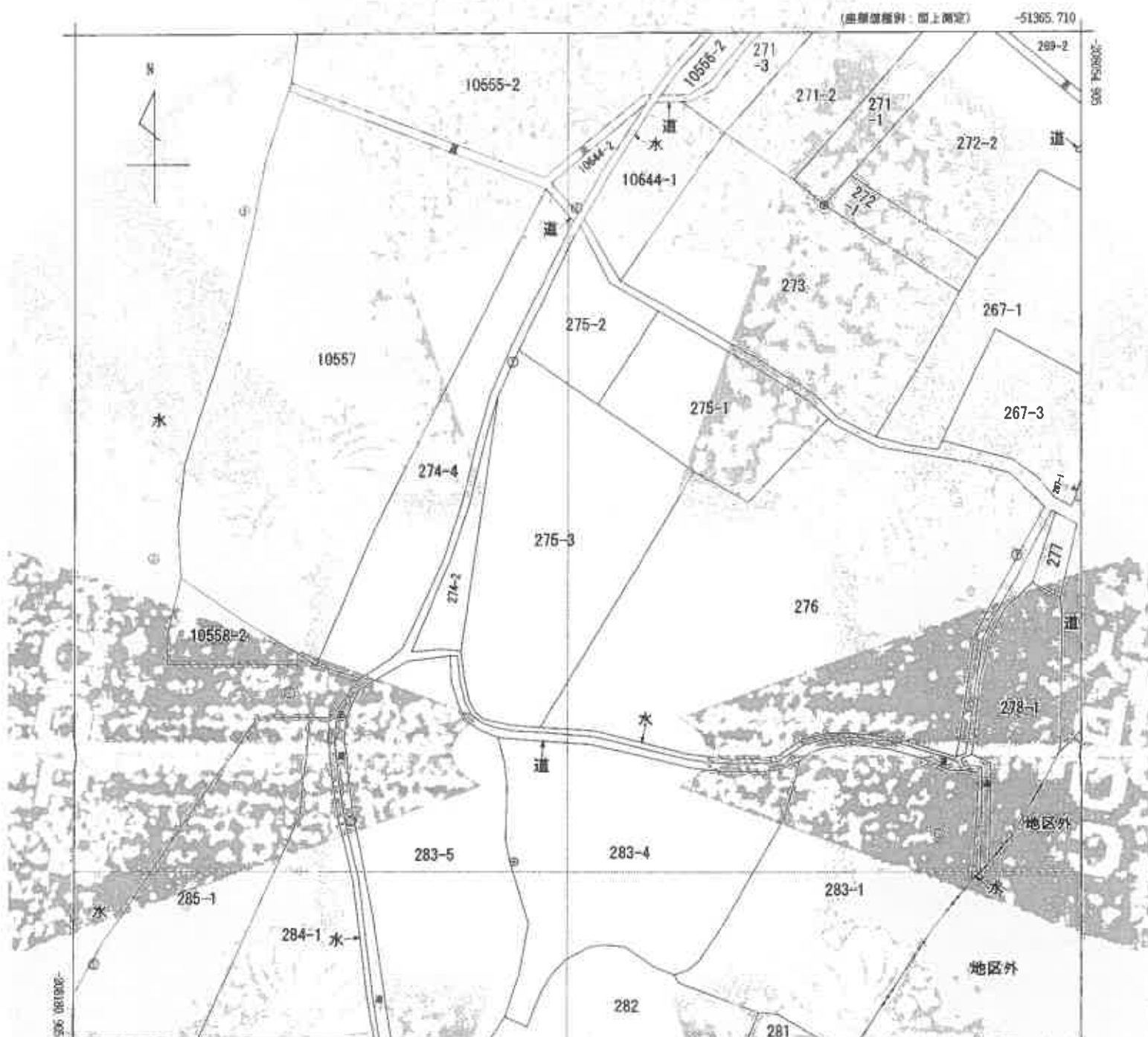
執行官の意見

- 1 物件5の建物は、債務者兼所有者が占有しているものと認められる。
- 2 本件土地は、現地での概測の結果、概ね公図、建物図面（各階平面図）及び土地建物位置関係図に記載されているとおりの形状であると思われるものの、その認定は、あくまでも概測によるものであり、本件土地の形状等を確定させるものではない。
- 3 現状では、本件土地から市道に進行するには、未舗装道路（法定外公共物）及び目的外の土地（277番）を通過する必要がある。
- 4 債務者兼所有者の代表者が陳述したとおり、本件建物について天井に穴が空いている箇所や雨漏りによると思われる汚れがみとめられた。また、建築から40年以上が経過していることもあり、建物全体について経年劣化による汚れや外壁等の破損が認められた。
- 5 本件土地上には、プレハブ物置（土地建物位置関係図に「プレハブ物置」と表示）と工作物（土地建物位置関係図に「工作物（物置）」と表示）がある。
また、土地建物位置関係図に記載されているとおり、工作物の中には、その一部が目的外土地（275番2）上に越境していると思われるものが一つある。
- 6 上記意見は、あくまでも現況調査時に当事者等から得た情報に基づいて作成したものであり、本件物件の形状、境界、瑕疵、その他の権利関係を確定させるものではない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年6月3日(火) : ~ :	執行官室	防府市役所に間取図請求(郵送)
令和7年6月3日(火) : ~ :	執行官室	中国電力ネットワーク(株)に利用状況照会(郵送)
令和7年6月4日(水) 10:00 ~ 10:30	山口地方法務局	登記事項証明書交付申請
令和7年6月11日(水) 16:00 ~ 17:00	物件所在地	物件調査、写真撮影
令和7年6月13日(金) : ~ :	執行官室	債務者兼所有者に対し、期日通知・照会書送付(郵送)
令和7年7月4日(金) 12:50 ~ 14:00	物件所在地	物件調査(評価人同行)、写真撮影
年 月 日 () : ~ :		
年 月 日 () : ~ :		
年 月 日 () : ~ :		
(特記事項) ☒ 令和7年7月4日 目的物件は不在で施錠されていると予測されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(6枚目)



請求部	所在	防府市大字和字下和字				地番	275番3			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和57年1月			備付年月日(原図)				補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年6月4日
山口地方方法務局

請求番号：2-1
(1/1)

登記官

縮小 (A3-A4) 【7枚目】

公用

登記年月日：昭和55年7月17日

公用

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和7年6月4日 山口地方建設局

登記号

縮小 (A3-A4)

【8 枚目】

請求番号：2-2

各階平面図

建物図面
(各階平面図)

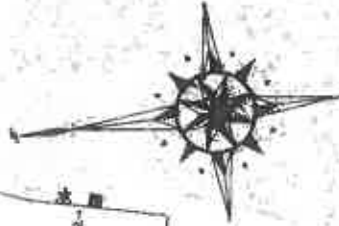
0069602

宗屋番号	276番
建物の所在	防府市大字和字 字下和字 276番地



求 積
 $3.75 \times 3.85 = 13.6875$
 $10.35 \times 7.25 = 75.0375$
 88.7250

作 面 積 88.7250



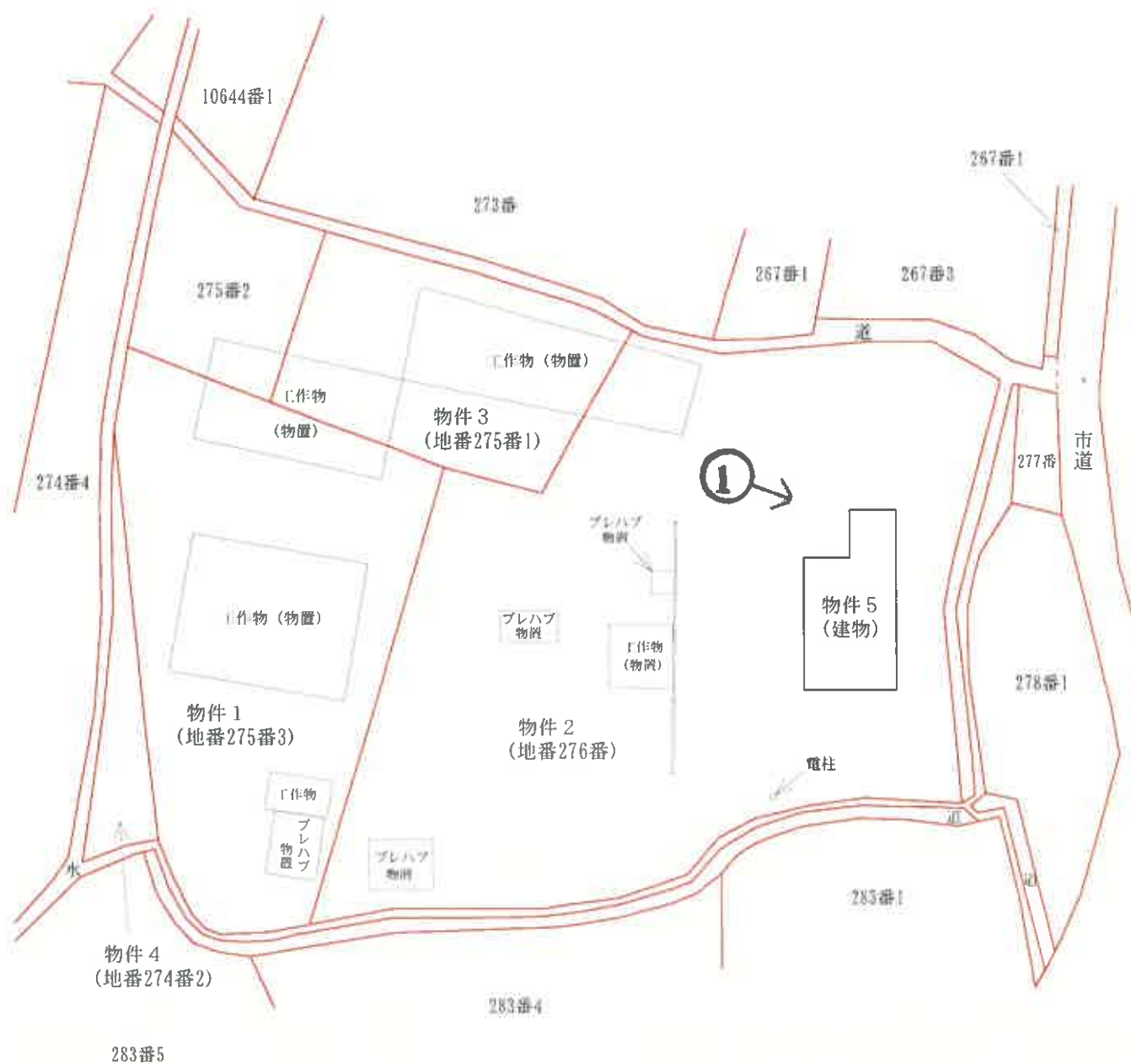
昭和55年7月17日 登記

作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500



※ 評価人作成図面に基づいて作成した。

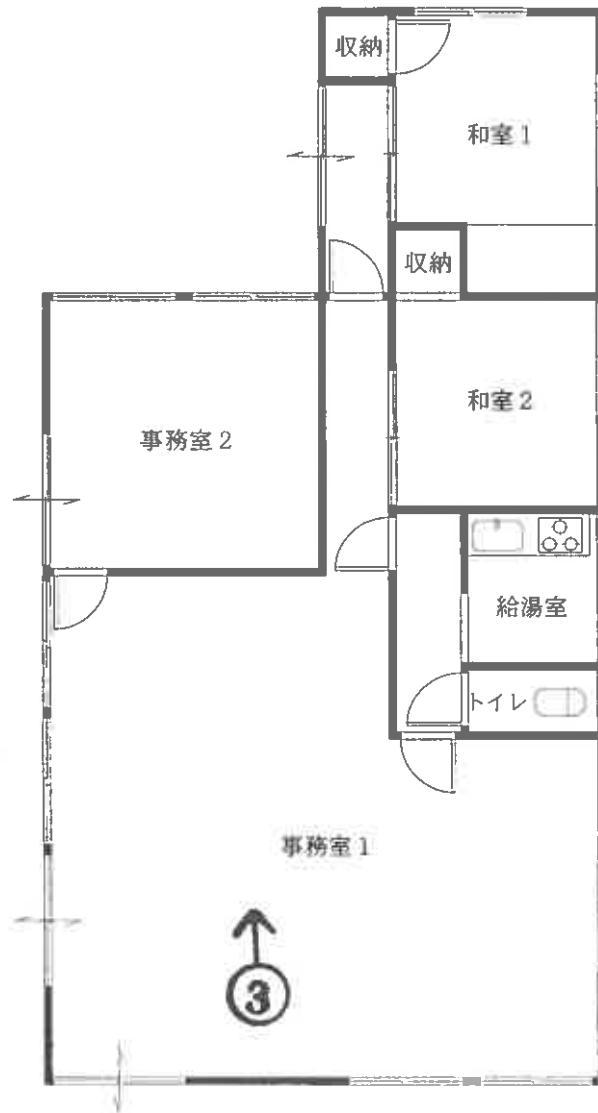
令和7年(ケ)第29号

土地建物位置関係図

本図は土地建物の位置関係の概要を示すことを趣旨とするものであり、詳細な図面ではない。

【9 枚目】

縮尺：約1/500



※ 評価人作成図面に基づいて作成した。

令和 7 年 (ケ) 第 29 号

建物間取図 物件 5

本図は建物の間取の概要を示すことを趣旨とするものであり、詳細な図面ではない。

縮尺：約 1/100

【10枚目】

資料 1
本件建物
の外観



資料 2
給湯室



写真 3
事務室 1



令和7年（ケ）第 29 号
令和7年7月4日 現地調査
令和7年7月18日 評 価

山口地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

植田 豊隆

第1 評価額

一 括 価 格	
金 3,091,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 549,000円
物件2（土地）	金 1,192,000円
物件3（土地）	金 249,000円
物件4（土地）	金 56,000円
物件5（建物）	金 1,045,000円

- 1 一括価格は、物件1～5の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1～4の土地の内訳価格は物件5の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件5の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 地 地 地	在 番 目 積 防府市大字和字字下和字 275番3 雑種地 767㎡	左記に同じ
2	所 地 地 地	在 番 目 積 防府市大字和字字下和字 276番 宅地 1,667.00㎡	左記に同じ
3	所 地 地 地	在 番 目 積 防府市大字和字字下和字 275番1 宅地 348.81㎡	左記に同じ
4	所 地 地 地	在 番 目 積 防府市大字和字字下和字 274番2 雑種地 78㎡	左記に同じ
5	所 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	在 防府市大字和字字下和字276番地 276番 店舗 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建 1階 88.72㎡	事務所 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺・ セメント瓦葺平家建
番号	特 記 事 項		
5	物件5は、所有者が事務所として利用していることから、種類を上記のとおり判定した。また、構造についても一部異なる箇所があることから現場調査の上、上記のとおり判定した。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等〔物件1～4〕

位 置・交 通	J R山陽本線「防府」駅 北東方 約9.3km 【道路距離】 「中央橋」バス停 北東方 約300m 【道路距離】		
付 近 の 状 況	戸建住宅、農家住宅等が散在する郊外の住宅地域であり、現在のところ大きな地価変動要因はなく、今後も現状維持で推移していくものと予測する。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	都市計画区域外 — — — なし 景観計画区域、その他特記事項参照	
画 地 条 件	規 模 2,860.81 m ² 間 口 約 9 m 奥 行 約 75 m	形 状 不整形 接面状況 無道路地 地 勢 ほぼ平坦	
近接道路の状況	東側幅員約3.5m舗装市道、高低差 ほぼ等高 (注) (注) 市道 和字一号線		
土地の利用状況等	物件5建物等の敷地として利用されている。		
供給処理施設	上水道 : な し ガス配管: な し 下水道 : な し (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常で費用で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役所での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
特 記 事 項	① 山口県土砂災害警戒区域等マップによると、目的土地の北東端の一部が僅かに土砂災害警戒区域(土石流)に指定されているものと思われる。 ② 目的土地の北側及び東側には未舗装の道路(法定外公共物)が存するが、高低差により進入路としての利用は困難である。従って、目的土地への出入りは、上記市道から地番277番及び法定外公共物を介して行うこととなる。 なお、地番277番(登記地目:雑種地、登記地積:31m ²)の所有者は目的土地所有者と同じであるが、本物件は目的外土地である。		

特 記 事 項	③ 目的土地には、複数の古いプレハブ物置や工作物（物置）のほか、電柱等が存する。 ④ 物件４は河川法による河川区域内の土地である。また、河川区域の境界から20mの範囲が河川保全区域に指定されている。従って、当該範囲で土地の形状変更、工作物の新築・改築等をする場合には、河川法に基づく許可が必要となる。 ⑤ 周辺地域には上水道がなく、本物件では井戸水を使用している。 ⑥ 防府市公表の「洪水ハザードマップ」によると、目的土地の北側一部が佐波川洪水浸水想定区域「0.5m未満」内に存する。 ⑦ 【土壌汚染について】 目的土地は、登記簿等によると宅地として利用される前は田、山林であり、所有権移転及び利用経緯に鑑みて土壌汚染の可能性については低いものと推定されるが、詳細については専門調査機関による調査が必要であるため、評価上考慮外とした。 ⑧ 【埋蔵文化財について】 「ほうふ情報マップ」の文化財情報で確認したところ、目的土地の東側の一部が周知の埋蔵文化財包蔵地（下和字遺跡）の範囲内である。従って、当該範囲で土木工事等を実施する際には、文化財保護法第93条第1項に基づく届出が必要となる。
---------	---

2 建物の概況及び利用状況〔物件5〕

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載） 昭和54年5月31日新築 経過年数 約 46 年 経済的残存耐用年数 経済的耐用年数超過
仕 様	構 造：軽量鉄骨造 屋 根：亜鉛メッキ鋼板・セメント瓦 外 壁：鋼板ほか 内 壁：合板、砂壁ほか 天 井：吸音板、敷目天井ほか 床：塩ビシート、畳ほか 設 備：電気ほか
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり
現 況 用 途 等	現況用途 事務所 間取り 別添の「建物間取図」参照。
品 等	劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	所有者が事務所として利用している（現況調査報告書記載のとおり）
特 記 事 項	① 築後約46年経過した建物であり、事務室は概ね経年相応の老朽化であるものと思料されるが、その他の部屋は特に天井の損傷が激しく、全般的に相当の補修が必要な状態である。 ② 目的建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。また、害虫被害、耐震等についても専門調査機関による調査を行っていないため詳細については不明である。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1～4（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 ア	個別格差 イ	地積 ウ	建付減価 補正 エ	建付地価格 ア×イ×ウ×エ=オ
1	6,910円/㎡	0.44	767㎡	0.80	1,866,000円
2	6,910円/㎡	0.44	1,667.00㎡	0.80	4,055,000円
3	6,910円/㎡	0.44	348.81㎡	0.80	848,000円
4	6,910円/㎡	0.44	78㎡	0.80	190,000円
合計					6,959,000円

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

公示価格等からの規準価格を参考に周辺取引事例等を検討のうえ標準画地価格を査定した。

山口県地価調査 山口(県)-21

公示価格等 a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	標準画地価格 a×b×c×d=e
6,890円/㎡	$\frac{98.3}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{98}$	6,910円/㎡

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：なし

◇地域格差：街路・交通接近・環境条件格差等を考慮した。

イ 個別格差：

	物件1, 2, 3, 4
規模	0.60
形状	0.95
無道路地	0.80
河川(保全)区域	0.97
相乗積	0.44

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価補正：建物と敷地との適応の状態等を考量のうえ査定した。

② 物件5（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 ア	現況 延床面積 イ	現価率 ウ	建物の価格 ア×イ×ウ＝エ
5	150,000円／㎡	88.72㎡	0.03	399,000円

イ 延床面積：登記数量による。

ウ 現価率： 経済的耐用年数を超過していると判断されるため、現況調査により建物の維持管理の状態等を考慮して、現価率を査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 ア×イ=ウ
1	1,866,000円	0.30	法定地上権	560,000円
2	4,055,000円	0.30	法定地上権	1,217,000円
3	848,000円	0.30	法定地上権	254,000円
4	190,000円	0.30	法定地上権	57,000円
合計				2,088,000円

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を30%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 ア (1①オ, 1②エ)	土地利用権等価格 の控除及び加算 イ (2①ウ)	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	1,866,000円	－ 560,000円		0.70	0.60	549,000円
2	4,055,000円	－ 1,217,000円		0.70	0.60	1,192,000円
3	848,000円	－ 254,000円		0.70	0.60	249,000円
4	190,000円	－ 57,000円		0.70	0.60	56,000円
5	399,000円	＋ 2,088,000円	1.00	0.70	0.60	1,045,000円
一括価格 (合計)						3,091,000円

ウ 占有減価： 必要なし。

エ 市場性修正： プレハブ物置や工作物の状態及び対象物件の市場流通性等を総合的に勘案して査定した。

オ 競売市場修正： 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮のうえ査定した。

第6 参考価格資料

1 山口県地価調査価格 (山口(県)-21)

所 在 : 山口市徳地伊賀地字高田947番
価 格 : 6,890 円/㎡
位 置 : J R 山陽本線「防府」駅 北東方約16km
価 格 時 点 : 令和6年7月1日
地 積 : 401 ㎡
供給処理施設 : —
接 面 街 路 : 幅員約3.5m市道に北西側で接面
用 途 指 定 等 : 都市計画区域外
地 域 の 概 要 : 農家住宅等が散在する郊外の住宅地域

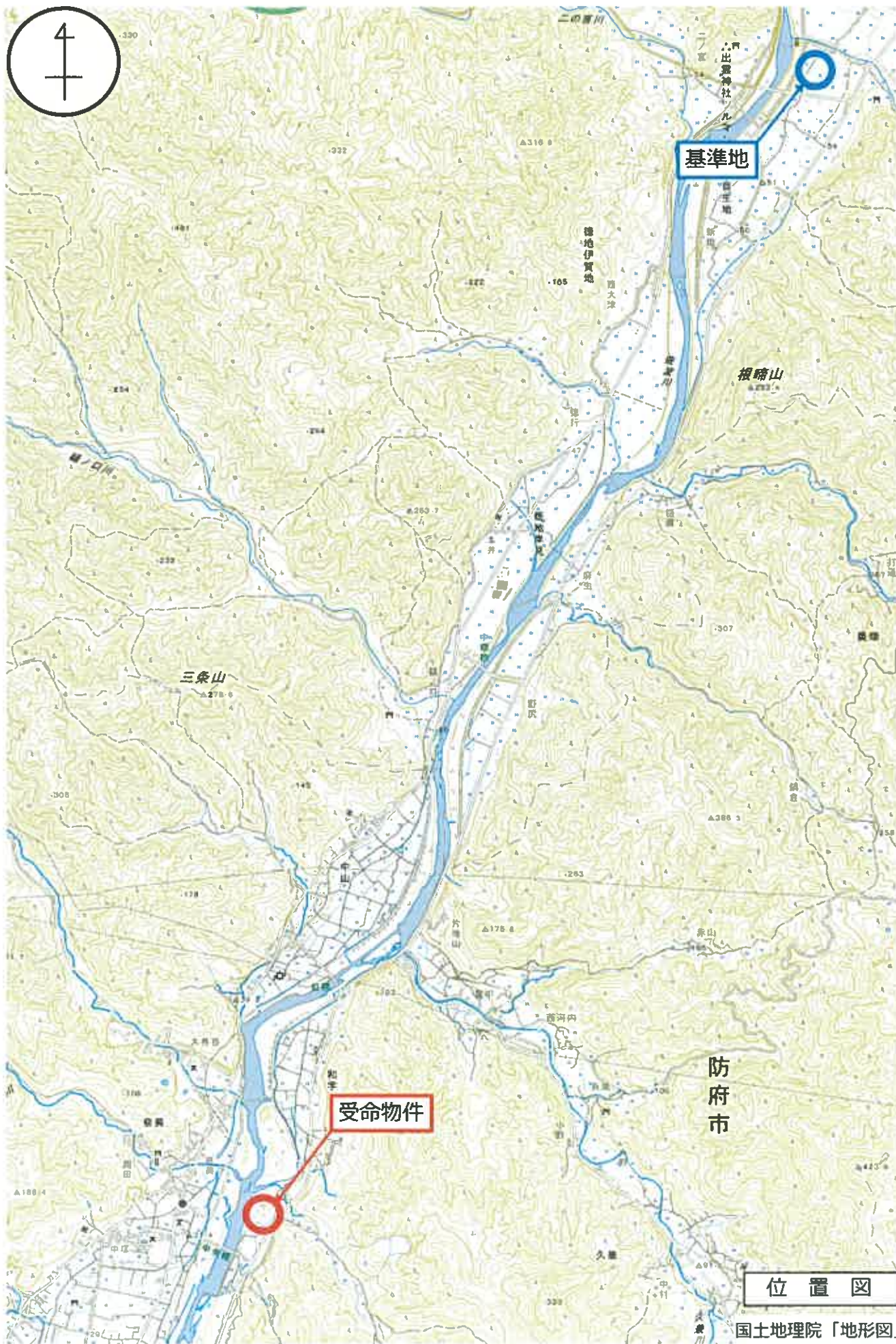
2 固定資産税評価額 (令和 7 年度)

物件1 2,019,511 円
物件2 4,389,211 円
物件3 918,416 円
物件4 1,536 円
物件5 1,100,544 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図 (縮尺 1/25,000)
- 2 公図写し (法務局備付)
- 3 建物図面・各階平面図写し (法務局備付)
- 4 土地建物位置関係図
- 5 建物間取図
- 6 現況写真

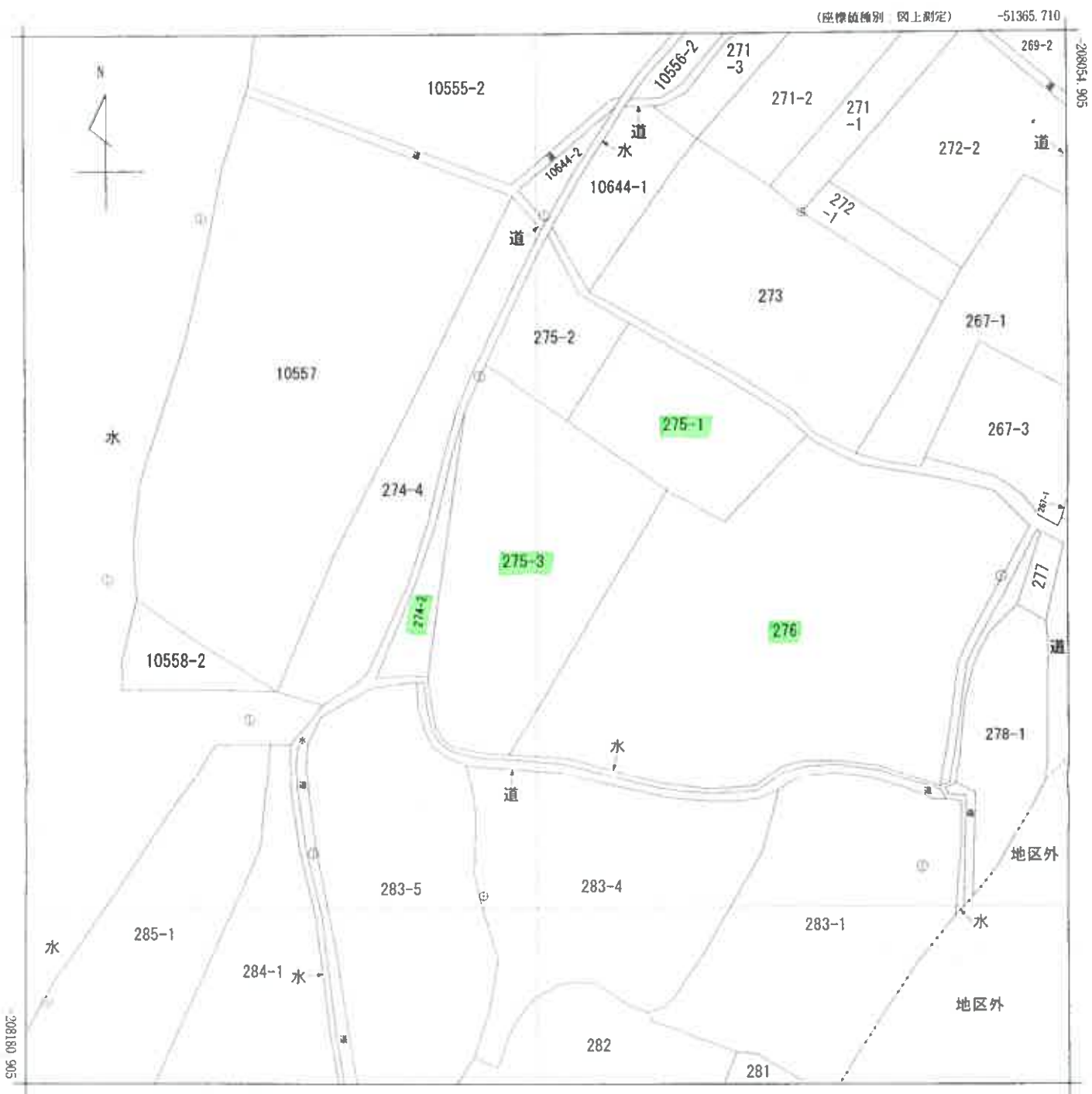


縮尺: 1 / 25,000

地理院タイル (国土地理院) を利用して作成

位置図
国土地理院「地形図」

0 500 1000m



請求部	所在	防府市大字和字字下和字				地番	275番3			
出力縮	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和57年1月				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

縮小 (A3→A4)

令和7年4月4日
山口地方法務局

請求番号：8-1
(1/1)

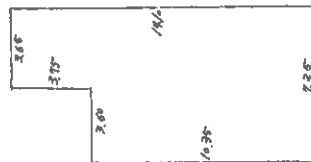
登記官

各階平面図

建物図面
(各階平面図)

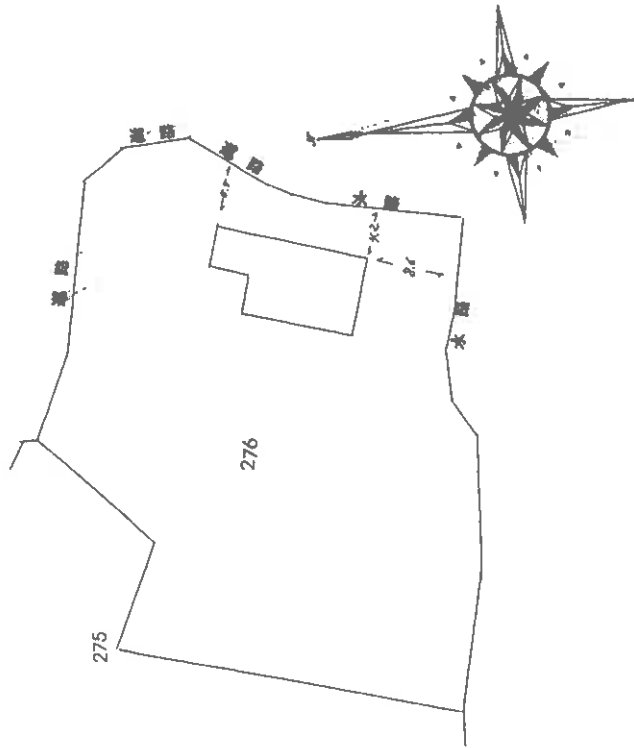
家屋番号	276番
建物の所在	防府市大字和字 字下和字 276番地

0069602



求 積
 $3.75 \times 3.88 = 13.6875$
 $10.35 \times 7.25 = 75.0375$
88.7250

床 面 積 88.72㎡



昭和55年7月17日 登記

作 製 者

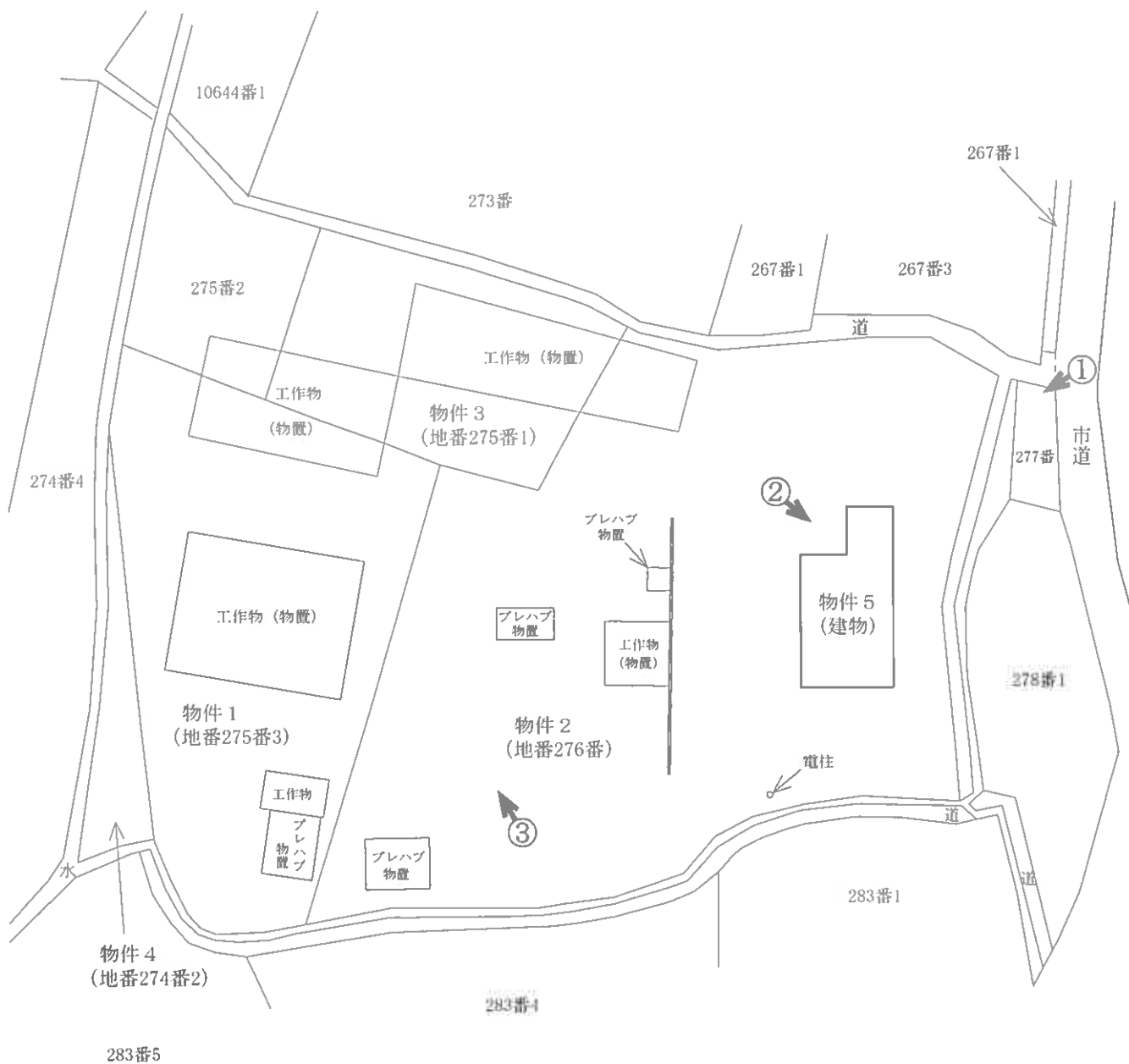
縮尺 1/250
自作製

申 請 人

縮尺 1/500

山口県土地家屋調査士会 用紙

縮小 (A3→A4)



写真撮影位置

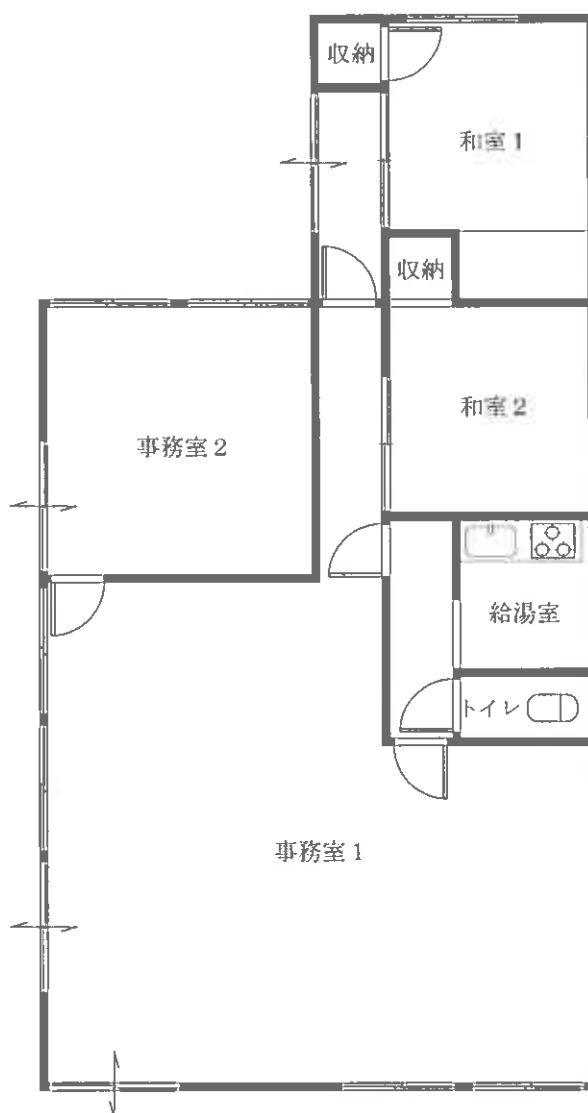


令和7年(ケ)第29号

土地建物位置関係図

本図は土地建物の位置関係の概要を示すことを趣旨とするものであり、詳細な図面ではない。

縮尺：約1/500



令和 7 年(ケ)第29号

建物間取図 物件 5

本図は建物の間取の概要を示すことを趣旨とするものであり、詳細な図面ではない。

縮尺：約1/100

目的物件の状況

